

# 資格取得者倫理規定

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

- 第1条 炭素会計アドバイザー資格制度の資格取得者（以下、「有資格者」という。）は、順法精神に基づき、顧客の最善の利益を追求しなければならない。
- 第2条 有資格者は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。
- 第3条 有資格者は、利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。
- 第4条 有資格者は、カーボンニュートラル領域について常に専門知識の維持・向上に努めなければならない。
- 第5条 有資格者は、カーボンニュートラル領域の業務上知り得た顧客の秘密を守り、節度のある行動をとらなければならない。
- 第6条 有資格者は、カーボンニュートラル領域の業務に誇りと責任をもち、専門家としての業務を誠実に提供しなければならない。
- 第7条 有資格者は、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘や誘導をしてはならない。
- 第8条 有資格者は、自己が協会の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。
- 第9条 有資格者は、自己の業務について協会が責任をもつような印象を顧客に与えてはならず、自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。
- 第10条 有資格者は、協会若しくは他の会員の信用を傷つけ、又は協会若しくは他の会員の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 第11条 有資格者は、資格・認可が必要とされる業務については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない。
- 第12条 有資格者は、本規程その他の協会の規程・受験者規約等を誠実に順守し、協会の発展及び他の会員との協調に努めなければならない。

## 附則

1. この規程は、令和5年6月19日から施行する。